

板橋区保育園医設置要綱

(平成 28 年 3 月 28 日区長決定)

(令和 2 年 3 月 24 日一部改正)

(令和 3 年 2 月 10 日一部改正)

(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 5 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 6 年 4 月 1 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、区立保育園の保育園児（家庭福祉員受託児童を含む。以下「園児」という。）の健康診断及び健康管理等に関する指導及び助言等を行う保育園医について、職務内容、任用、勤務条件等について必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第 2 条 保育園医は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(職務内容)

第 3 条 保育園医の職の名称及び職務内容は、次に定めるとおりとする。

(1) 保育園医

- ① 入園時健康診断
- ② 定期健康診断（春、夏、秋）
- ③ その他園児の健康相談（随時）

(2) 0 歳児保育園医

- ① 入園時健康診断
- ② 定期健康診断（春、夏、秋）
- ③ 0 歳児健康診断（月 1 回以上）
- ④ その他園児の健康相談（随時）

(任用)

第 4 条 保育園医は、次の要件を備えている者のうちから、区長が任命する。

- (1) 医師の資格を有する者
- (2) 児童福祉に対する理解と熱意があり、人格、見識に優れている者
- (3) 心身ともに健康である者

2 保育園医の定数は、別表第 1 のとおりとする。

3 保育園医の任用期間および年齢制限については、区長が別に定める「非常勤職員任用基準」（昭和 54 年 7 月 16 日区長決定）による。

- 4 保育園医の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 5 保育園医の任用に当たり、労働条件通知書（別記第1号の2様式）を交付する。
（勤務態様）

第5条 勤務態様は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、別表第1のとおりとし、勤務日は各保育園長が定める。
- (2) 勤務時間は、健康診断及び健康相談に必要な時間とする。

（報酬の費用弁償及び減額）

第6条 保育園医の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年板橋区条例第25号）及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和54年板橋区規則第7号）の定めるところによる。

- 2 保育園医が月の中途において任用された場合の当該月の報酬の額は、当該月の初日から任用日前日までの保育園開所日数に1日単位の減額金額を乗じて得た額を報酬月額から減額することができるものとする。なお、1日単位の減額金額は、報酬月額を任用日の属する月の保育園開所日数で除して算出する。
- 3 保育園医が月の中途において退職した場合の当該月の報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの保育園開所日数に1日単位の減額金額を乗じて得た額を報酬月額から減額することができるものとする。なお、1日単位の減額金額は、報酬月額を退職日の属する月の保育園開所日数で除して算出する。
- 4 保育園医が死亡、疾病その他の事由により職務を遂行することができないと認められるときは、その職務を遂行することができない期間（以下この条において「不支給期間」という。）において「不支給期間」という。）について、報酬を支給しない。
- 5 前項の規定により報酬を支給しないときは、不支給期間の属する月又は次の月から当該不支給期間に係る報酬を減額することができるものとする。なお、1日単位の減額金額は、報酬月額を不支給期間の属する月の保育園開所日数で除して算出する。ただし、月の全部を勤務しないときは報酬月額を減額する。
- 6 第2項、第3項及び第5項により算出した金額に円位未満の端数が生じたときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

（遵守事項）

第7条 保育園医は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 保育運営課長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従うこと。
- (2) 勤務時間中は、職務に専念すること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職務を退いた後も同様とする。
- (4) 板橋区の非常勤としての信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

（退職）

第8条 保育園医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日。
- (2) 退職を願い出て承認があった日。
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第9条 保育園医等が次の各号のいずれかに該当するときは、区長はその職を解くことができる。

- (1) 第7条に定める遵守事項を遵守しないとき。
- (2) 勤務実績がよくないとき。
- (3) 健康上の理由により、職務遂行に支障があるとき。
- (4) その他、職に必要な的確性を欠く場合。

(公務災害補償等)

第10条 保育園医の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和47年特別区人事・厚生事務組合条例第13号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱について必要な事項は、保育運営課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

保育園名	職名	定数	勤務日数
弥生保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
志村橋保育園	保育園医	1名	月1日以上
赤塚保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
向台保育園	保育園医	1名	月1日以上
大谷口保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
小桜保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
みなみ保育園	保育園医	1名	月1日以上
ときわ台保育園	保育園医	1名	月1日以上
中板橋保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
蓮根保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
あさひが丘保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
東新保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
若木保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
新河岸保育園	保育園医	1名	月1日以上
南前野保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
紅梅保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
高島平つくし保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
高島平すみれ保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
高島平けやき保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
高島平つぼみ保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
高島平もみじ保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
高島平さつき保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
西台保育園	保育園医	1名	月1日以上

高島平あやめ保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
かないくぼ保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
赤塚新町保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
高島平くるみ保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
向原保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
相生保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
坂下三丁目保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
上板橋保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
緑が丘保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
西前野保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
さかうえ保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
ゆりの木保育園	0歳児保育園医	1名	月1日以上
にりんそう保育園	保育園医	1名	月1日以上